お知らせ

固定資産税・都市計画税（第4期分）納期限のお知らせ

固定資産税・都市計画税（第4期分）の納期限は、2月28日（火）です。市税は、市政運営の原動力であり、市民の皆さんのために大切に活用させていただきます。市税へのご理解と納期内の納付をお願いいたします。

固定資産税・都市計画税（土地・家屋）について

問合 **なんば市税事務所 固定資産税グループ**
TEL （土地）4397-2957 （家屋）4397-2958
※問い合わせ可能日、可能時間
平日9時～17時30分（金曜日は9時～19時）

固定資産税（償却資産）について

問合 **船場法人市税事務所**
固定資産税（償却資産）グループ
TEL 4705-2941 FAX 4705-2905
※問い合わせ可能日、可能時間（平日9時～17時30分）

障がい者控除について

身体障がい者手帳などの交付を受けていない方でも、65歳以上で、ねたきりの方または認知症の方で、その程度が身体障がい者手帳などの交付基準に準ずる場合は、申請により「障がい者控除対象者認定書」の交付を受けることができます。認定書を提示し、所得税の確定申告や個人市・府民税の申告をすることにより税法上の「障がい者控除」の適用を受けることができます。

この認定書の交付については、区役所保健福祉課（高齢者支援）3階31番窓口で受付しています。

問合 区 **保健福祉課（高齢者支援）**
TEL 6647-9859 FAX 6644-1937

介護サービス利用にかかる費用の医療費控除について

医療系を中心とした介護保険サービスを利用した場合の利用者負担は、所得税の確定申告を行うと、医療費控除の対象となる場合があります。対象となる利用者負担は、次のとおりです。なお、申告には「領収証」が必要です。

●施設サービスの利用者負担額
（1）介護療養型医療施設
（2）介護老人保健施設
（3）介護老人福祉施設
（4）介護医療院
※上記（1）～（4）の利用料・居住費・食費の利用者負担額。ただし（3）は1/2相当額。

●居宅サービスの利用者負担額
（1）医療系サービスの利用者負担額
（訪問看護・通所リハビリテーションなど）
（2）福祉系サービスの利用者負担額
（生活援助中心型を除く訪問介護・通所介護など）
※福祉系サービスは、医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象。

●介護福祉士などによる喀痰吸引などが行われたとき
本来医療費控除の対象とならない介護サービスであっても、介護福祉士による喀痰吸引・経管栄養が行われたときは、当該居宅サービスなどにかかる自己負担額の1/10が対象。

●おむつ代
おむつ代の医療費控除を受けるには、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、要介護認定を受けおむつを使用している方で、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、医師の証明に代わる「確認書」を、お住まいの区の区役所の介護保険の窓口で交付できる場合があります。

問合 区 **保健福祉課（高齢者支援）**
TEL 6647-9859
FAX 6644-1937

浪速税務署の確定申告会場は「梅田スカイビル会場」です！ 無料

浪速税務署内には、確定申告会場は開設しておりません。用紙などの交付、作成済みの申告書などの受け付けは税務署窓口でも行っています。

対象 浪速税務署管内の納税者の方
日時 2月16日（木）～3月15日（水）※土日祝日除く
9時15分～ 16時
場所 梅田スカイビル タワーウエスト10階
※公共交通機関をご利用ください

●確定申告はe-Taxがオススメ
・確定申告会場は大変混み合いますので、ご自宅からスマホやパソコンを利用したe-Taxでの申告がオススメです。
・確定申告期間は24時間いつでも利用可能です。
※メンテナンス時間を除く。
・令和4年分からスマホ申告がさらに便利になり、青色決算書や収支内訳書もスマホで作成が可能となりました。
・国税庁ホームページでは、確定申告書作成コーナーを設けて作成方法などをご案内しています。詳しくは国税庁ホームページで！

問合 **浪速税務署個人課税部門**
TEL 6632-1131（代表） ※問い合わせ可能日、可能時間 8時30分~17時（土・日・祝日を除く）

毎月勤労統計調査にご理解・ご回答を！

2月上旬から事業所名簿作成のため、厚生労働省が指定した調査区内の全事業所に大阪府知事が任命した統計調査員が訪問し、常用労働者数などを調査します。

浪速区の難波中2丁目が調査地域です。

問合 **大阪府総務部統計課勤労・教育グループ**
TEL 6210-9200

地域情報をチャイルドプリンスがお届けします

動画 **「浪速区のおとなりさん」**

浪速区住みます芸人「チャイルドプリンス」が、地域の歴史や魅力、特色のある地域活動やおすすめスポットなどについて、地域住民の皆さんに直接お話をお伺いする番組を浪速区公式YouTubeで配信します（月1回程度配信）。

ぜひご覧ください。

詳しくはこちら 区ホームページ

問合 区 **市民協働課（市民協働）**
TEL 6647-9883 FAX 6633-8270

個人市・府民税の申告受付が始まります

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市税事務所・区役所への来所を控えていただき、送付または大阪市行政オンラインシステムによる申告をお願いします。なお、申告書は、大阪市ホームページで源泉徴収票などをもとに作成いただけます。

申告のお知らせ

個人市・府民税の申告方法・受付期間

❶**市税事務所あて送付による申告**：受付中（3月15日（水）まで）
❷**大阪市行政オンラインシステムによる申告**：受付中（3月15日（水）まで）
・令和4年中に収入がある方（給与所得・雑所得（公的年金など・業務・ その他）の申告のみ）
・令和4年中に収入がない方
❸**窓口での申告**（土・日・祝休日を除く）
ご注意：受付期間の最初・最後の1週間や午前9時台は混雑が予想されます。

※浪速区役所臨時申告会場の開設はありませんのでご注意ください（なんば市税事務所窓口へ統合しました）。

●市税事務所窓口 ※受付時間（月）～（木）：9時～17時30分（金曜日は19時まで）

期間	場所
2月3日（金）～3月15日（水）	なんば市税事務所

※感染症拡大防止にご協力ください。
・混雑防止のため事前に申告書を作成のうえ、マスクの着用、手指消毒・検温にご協力ください。
・混雑状況により入場を制限する場合がありますのであらかじめご了承ください。
・せきや発熱などの症状がある場合は来所をお控えください。

●所得税の確定申告などの問い合わせ
問合 **浪速税務署** TEL 6632-1131

問合 **なんば市税事務所 市民税等グループ（個人市民税担当）**
TEL 4397-2953 ※問い合わせ可能日、可能時間 平日9時～17時30分（金曜日は9時～19時）

区＝区役所　毎週金曜日（祝日除く）は、19時まで窓口サービス課（住民情報・保険年金）・保健福祉課の一部窓口を時間延長しています。
詳しくは 区 総務課（TEL 6647-9625 FAX 6633-8270）まで。